

平成 30 年度国保税収納率向上特別対策実施要領

- 1 趣旨 本市の国民健康保険事業においては、これまで一般会計から赤字補てんのための政策的繰入を行い平成 29 年度に累積赤字を解消しました。しかしながら、単年度の実質収支は依然として赤字が続いている状況にあります。

平成 30 年度においても、国民健康保険事業の財政状況は厳しく、健全運営のためにも多くの税収を確保しなければなりません。

これまで国民健康保険課では職員一丸となり、その達成へ向けて数々の収納対策を図ってきましたが、厳しい状況がなお続いています。

この課題を解消するため、健康部内の課長級以上の管理職と国民健康保険課の保険税担当以外の職員で特別対策を実施し、現在の国民健康保険事業の厳しい収納状況を内外へ発信して市民の納税意識の高揚を図ります。

- 2 内容 ○国民健康保険税の滞納者宅へ電話督促

- ・未納保険税の納付案内
- ・保険証未更新者への更新及び納付の相談
- ・社会保険加入者への国保喪失手続案内
- ・国民健康保険制度の意義を説明し、納税意識の高揚を図る

- 3 特別対策期間

平成 31 年 4 月 18 日（木） ～ 平成 31 年 4 月 25 日（木）

※4月17日（水）午後4時30分に開始式を行います

- 4 動員対象者

- (1) 市長・知念副市長（2人）
- (2) 健康部の課長級以上の管理職（9人）
- (3) 国民健康保険課の全職員（保険税徴収担当職員を除く）（25人）

合計 36 人

※保険税徴収担当職員においては別途交渉困難者の対応等にあたる

- 5 電話件数 約 500 件

- 6 対象者

- (1) 平成 30 年度の 9 期分（H31.2.25 納期限）と 10 期分（H31.3.25 納期限）のみ未納がある者
- (2) 市内在住者

- 7 広報（記者会見）

平成 31 年 4 月 10 日（水）に市長の定例記者会見